

電気機能材料工業会規約

制定：昭和27年3月20日

改正：2011年3月25日

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は電気機能材料工業会と称し、JAPAN ELECTRICAL INSULATING and ADVANCED PERFORMANCE MATERIALS INDUSTRIAL ASSOCIATION と英訳する。

第2条（目的） 本会は電気・電子絶縁材料及び機能材料業界の総合的向上発展と一般公益に寄与することを目的とする。

第3条（事務局） 本会の主たる事務所を東京都墨田区に置く。

第2章 会 員

第4条（会員の資格） 本会は電気・電子絶縁材料及び機能材料の製造を業とする者を以て組織する。

第5条（入会の申込） 第4条の資格のある者は何時でも所定の手続きを経て本会への入会を申し込むことができる。

第6条（入会の承認） 入会の承認は理事会が行う。但し、理事会は入会申込者が第4条所定の資格を有しないと判断した場合のほかは入会を拒否してはならない。

第7条（脱会） ① 会員は脱会しようとするときは予め2ヶ月前までにその旨書面を以て理事長に届け出なければならない。

会員会社が解散したときは脱会したものとみなす。

② 脱会した会員は本会に対する一切の権利を失い、義務を免れる。但し、未納の会費は納入し、また既納の会費その他の拠出金品の返還は一切請求できない。

第8条（除名） 会員が次の各号のいずれかに該当したときは理事会の決議により除名することができる。なお除名された会員については前条第2項を準用する。

(1) 本会の名誉を汚し、または本会の事業をさまたげたと認められたとき。

(2) 会費を滞納し、催促後2ヶ月以内に支払わないとき。

第3章 会員の権利、義務

第9条（権利） 会員は本会对し次の権利を有する。

- (1) 総会に出席し、議決権を行使すること。
- (2) 本会の業務に支障のない範囲内で本会の義務、財産の状況につき説明を求めまたは資料および帳簿を閲覧すること。

第10条（義務） 会員は本会对し次の義務を負う。

- (1) 国内外の法律を遵守すること。
- (2) 本会の規約および決議を遵守すること。
- (3) 所定の入会金、会費その他の拠出金を支払うこと。

第4章 事業

第11条（事業） 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 電気・電子絶縁材料及び機能材料業界の生産技術および研究開発に関する資料ならびに将来の市場に関する情報を頒布すること。
- (2) 電気・電子絶縁材料及び機能材料業界の向上のため、必要な事項について調査研究を行い、主務官庁および関連業界に対し適切な対策を講じること。
- (3) 電気・電子絶縁材料及び機能材料の品質改善、規格の制定・改廃その他業界の発展に資する事項について主務官庁および関連業界に提案すること。
- (4) 電気・電子絶縁材料及び機能材料業界の人材育成を目的に、必要な教育活動を行うこと。
- (5) 会員の事業支援を目的とした当工業会関連業務経験者の有料職業紹介事業を行うこと。
- (6) 安全・安心な電気・電子製品の普及に寄与する材料の提供など一般公益に寄与する活動を行うこと。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第5章 役員

第12条（役員等） ① 本会に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	1名
理事	若干名
専務理事	1名（必要に応じて置くことができる）
監事	2名

② 本会に相談役を若干名置くことができる。

第13条 (役員等の選出) ① 理事および監事は会員の中から業務部会で推薦し総会に於いて選出する。

但し、理事の構成は各業務委員会を構成する会員より最低1名以上とし、総数については業務部会で調整する。

② 理事長、副理事長は理事会に於いて理事の互選により選出する。

③ 業務・技術両部会長は理事の互選または推薦により選出される。

④ 相談役は本会の功労者または学識経験者の中から理事会の承認を経て理事長が囑託する。

第14条 (任期) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第15条 (補欠) 理事長・副理事長の補欠及び理事・監事の補欠は理事会において選出しなければならない。

但し、理事及び監事の補欠については本会の業務に差し支えない場合次の改選期まで選出を延期することができる。

補欠役員任期は前任者の残存期間とする。

第16条 (役員職務) ① 役員は下記の職務を分担する。

(1) 理事長は本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは理事長の職務を代行する。

(3) 理事は理事会を構成し、本会の重要事項を審議決定する。

(4) 監事は本会の会計を監査する。

② 理事長はその職務を円滑に遂行するため理事会に諮った上、事務局長を任命する。尚、事務局長の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は事務局を統括し事務を掌理する。

第6章 会 議

第17条 (会議) 本会の会議は総会および理事会とする。

第18条 (総会) 総会は会員で組織し、理事長がこれを召集し議長となる。

定時総会は毎年3月に開催する。但し、次の場合臨時総会を開催しなければならない。

(1) 理事会に於いて必要と認めるとき。

(2) 会員総数の4分の1以上の会員より会議の目的を示して開催を要求されたとき。

第19条 (総会の議決事項) 総会は本規約に別に定める事項のほか次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算
- (4) 会費、入会金の変更
- (5) その他理事会の必要と認めた事項および総会において出席会員の4分の1以上の賛成を得て総会に付議することを要求された事項。

第20条 (総会の招集) 総会の通知書は、日時、場所および議案を表示して少なくとも14日前に会員宛発送しなければならない。

第21条 (総会の成立および議決権) 総会の議決は会員の半数以上が出席しその3分の2以上の多数を以て行う。
会員の議決権は各社1票とする。

第22条 (理事会) ① 理事会は原則として年4回開催する。
但し、上記以外に必要なに応じて召集する。

- (1) 理事会は本規約に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (2) 本会の目的を遂行するために必要な規程の制定または改廃。
- (3) 本会の事業を運営する上で重要な事項。
- (4) 総会に提出する議案。
- (5) 相談役に対する謝礼。
- (6) 専務理事、事務局長その他事務局職員に対する報酬。
- (7) 事務局、部会および委員会に関する事項。
- (8) 会員の入退会に関する事項。
- (9) その他前各号準ずる事項。

- ② 監事は必要に応じ理事会に出席することができる。
- ③ 業務・技術両部会長は理事会に出席し所轄事項を報告する。
- ④ その他、理事長が必要と認めた関係者は出席することができる。

第7章 部会および委員会

第23条 (部会および委員会) 第11条所定の事業を円滑に遂行するため部会および委員会を設ける。部会及び委員会に関する事項については別に定める。

第8章 会 計

第24条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第25条（経費） 本会の経費は入会金、会費、寄付金その他の雑収入で支弁する。

第26条（会費の種類） 会費の種類は会費、準会費、賛助会費および賛助会費（ブロック）とする。

第27条（決算） 理事長は次の書類を監事の監査を経て定時総会に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金または欠損の処理案

第9章 準 会 員

第28条（準会員） 第4条所定の資格を有しない者であっても本規約の第2条の目的に賛同するとともに第10条の義務を果たす者は理事会の承認を得て、本会に準会員として入会することができる。

- (1) 準会員は各種委員会に参加できる。但し準会員は総会に於いて議決権を有しない。
- (2) 準会員は脱会しようとするときは予め2ヶ月前までにその旨書面を以て理事長に届け出なければならない。又、脱会した準会員は本会に対する一切の権利を失い、義務を免れる。

但し、未納の会費は納入し、また既納の会費その他の拠出金品の返還は一切請求できない。

第10章 賛 助 会 員

第29条（賛助会員） 第4条所定の資格を有しない者であっても本規約の第2条の目的に賛同するとともに第10条の義務を果たす者は理事会の承認を得て、本会に賛助会員として入会することができる。

- (1) 賛助会員は、正会員、準会員と同様に会報を無償で入手できる。
但し、総会、各種委員会には参加できない。
- (2) 賛助会員のうち、本店、支店、営業所などが首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）にない場合は、賛助会員（ブロック）となることができる。また、賛助会員でも、加えて首都圏以外の営業所などが単独で、賛助会員（ブロック）に入会できる。
- (3) 賛助会員は脱会しようとするときは予め2ヶ月前までにその旨書面を以て理事長に届け出なければならない。又、脱会した賛助会員は本会に対する一切の権利を失い、義務を免れる。

但し、未納の会費は納入し、また既納の会費その他の拠出金品の返還は一切請求できない。

第11章 グループ会員

第30条（グループ会員） 正会員は資本金の過半数を有し電気機能材料を製造する子会社

等に対して、理事会の承認を得て本会にグループ会員として入会させることができる。

- (1) グループ会員は正会員の要請により各種委員会に参加できる。
- (2) 工業会主催の各種行事には他の会員と同等に参加できる。
- (3) 該当正会員が退会した時は、グループ会員も退会となる。

第12章 個人会員

第31条 (個人会員) 第4条所定の資格を有しない個人または大学関係、公共研究機関等の関係者であって、本規約の第2条の目的に賛同するとともに第10条の義務を果たす者は理事会の承認を得て、本会に個人会員として入会することができる。ただし、既に会員となっている者が個人会員へ移行することは認められない。

- (1) 個人会員は、工業会発行の会員向け出版物(会報など)を無償で入手できる。また、工業会主催のセミナー(技術セミナー、マーケットセミナー、教育講座)に参加できる。
- (2) 個人会員は脱会しようとするときは予め2ヶ月前までにその旨書面を以て理事長に届け出なければならない。又、脱会した個人会員は本会に対する一切の権利を失い、義務を免れる。
但し、未納の会費は納入し、また既納の会費その他の拠出金品の返還は一切請求できない。

第13章 入会金、会費及び委員会費

第32条 (入会金および会費) 入会金は正会員、準会員、賛助会員、賛助会員(ブロック)とも10,000円とする。ただし、個人会員は無料とする。

- (1) 正会員は算出基準により算出した額。
- (2) 準会員は月額13,000円の定額とする。
- (3) 賛助会員は月額5,000円の定額とする。
- (4) 賛助会員(ブロック)は月額3,000円の定額とする。
- (5) 個人会員は年会費5,000円の定額とする。
- (6) 各委員会費は月額3,000円/人とする。

第14章 解散および精算

第32条 (解散) 本会は総会の決議によって解散する。

第33条 (精算) 本会が解散したときは理事長が精算人となる。但し総会の決議によって会員の中から精算人を選任することができる。

(改正履歴)

制定：昭和27年3月20日

改正：昭和36年5月30日
改正：昭和42年3月30日
改正：昭和44年3月29日
改正：昭和47年5月30日
改正：昭和61年5月30日
改正：平成 5年3月30日
改正：平成 6年3月28日
改正：平成11年3月26日
改正：平成14年6月10日
改正：平成15年3月 5日
改正：平成17年12月5日
改正： 2008年 3月27日
改正： 2010年10月13日
改正： 2011年 3月25日